

役場からの お知らせ

10月は里親月間です
～あなたを必要とっている
子どもたちがいます～

親の病気やさまざまな事情によって、家族と生活できない子どもたちがいます。

そのような子どもと暖かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、健やかな成長を見守りながら、自立を支援する里親を募集しています。

里親に関心のある方は役場または幡多福祉保健所、幡多児童相談所にお問い合わせください。

○お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀総合支所健康福祉課 保険福祉係

☎ 55-3112 (直通)

幡多福祉保健所

☎ 34-5120

幡多児童相談所

☎ 37-3159

10月から「ひとり親家庭 医療費助成事業」に統一 されました

これまでの母子家庭医療費助成事業と父子家庭医療費助成事業を、10月からはひとつにまとめて、「ひとり親家庭医療費助成事業」として行います。

この事業では、児童（18歳に達する日以降の最初の3月末日までの間にある者）を監護しているひとり親家庭に対し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の助成を行います。

助成対象者（左記）は、受給資格について町長の認定を受けなければなりませんので、助成を希望される場合は必要書類を添えて申請して下さい。

助成対象者

前年の所得税の納付義務が無い世帯で次に該当する方

①母子家庭の母と児童

②父子家庭の父と児童

③準母子・父子家庭（祖父または祖母と孫、姉または兄と弟妹などの家庭）

助成内容

保険診療による医療費の実

質自己負担額を助成します。

申請の手続き

ひとり親家庭医療費受給者証交付・更新申請書（役場にありま）に助成対象者全員

の医療保険証などを添えて申請して下さい。

現在、母子又は父子家庭医療費受給者証の交付を受けられている方は、証の有効期限内は引き続きご利用できます（助成内容は変わりません）。

父子家庭医療費受給者証の交付を受けられている方は、助成内容や助成方法などが変わりますので、ひとり親家庭医療費受給者証に変更する必要があります。

まだ変更されていない方に つきましては、ひとり親家庭医療費受給者証交付申請の手続きを行って下さい。

○お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀総合支所健康福祉課 保険福祉係

☎ 55-3112 (直通)

「こうち子育て家庭応援事業」が始まります！

子育て家庭に優待サービスを提供する「こうち子育て家庭応援事業」が10月1日から始まりまし

この事業では、県に協賛事業所として登録していただいた店舗や施設が、子育て家庭に、商品割引や地域産品プレゼント、おむつ交換コーナーの提供などの優待サービスを提供します。

■優待サービスの対象となる家庭

- 児童(満18歳未満)または満18歳となった最初の3月31日を迎えるまでの方
- 妊娠中の方がいるご家庭

■ご利用方法

子ども連れあるいは妊娠中の方が協賛事業所を利用する際、右下の優待券を提示してください。(白黒コピー可)優待サービスを提供

キリトリ



■お問い合わせ

高知県健康福祉部 こども課
少子化対策チーム

☎ 088-823-9640

FAX 088-823-9658

☐ 130701@ken.pref.kochi.lg.jp

専用ホームページ

http://web2.pref.kochi.jp/~kosodateuen/

.jp/~kosodateuen/

携帯サイト

http://web2.pref.kochi.jp/~kosodateuen/m/

